

○奄美市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

平成18年3月20日規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、奄美市子ども医療費の助成に関する条例（平成18年奄美市条例第92号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の登録)

第2条 条例第5条第1項の規定による登録は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 子ども 氏名、性別、生年月日、住所及び監護している者との続柄
- (2) 子どもを監護している者 氏名及び住所
- (3) 助成対象者及び助成対象者の世帯に属する者に係る個人住民税課税情報
- (4) 子どもに係る医療保険 保険の種類、被保険者証の記号・番号、被保険者の氏名、性別・生年月日、子どもとの続柄、住所及び資格取得年月日
- (5) 前号の医療保険の保険者 所在地、名称、付加給付の有無及び給付割合
- (6) 助成金の受領を希望する金融機関名等 金融機関名（支店名）、預金種別、口座番号及び口座名義人
- (7) その他市長が必要と認める事項

(登録申請)

第3条 登録を受けようとする助成対象者は、子ども医療費助成金受給資格者登録申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(受給資格者証の交付)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、子ども医療費助成金受給資格者台帳（別記第2号様式。以下「資格者台帳」という。）に登録し、及び所要事項の記載を行うとともに、子ども医療費助成金受給資格者証（別記第3号様式。以下「資格者証」という。）を作成

し、当該申請をした助成対象者に交付する。ただし、資格者台帳に記載すべき事項を電子計算機により、確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって事務を支障なく行うことができる場合は、資格者台帳を省略することができる。

2 受給資格者は、資格者証を破損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

（登録事項変更の届出）

第5条 条例第5条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更届（別記第5号様式）に資格者証を添えて行うものとする。

（助成金の支給申請）

第6条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、病院、診療所、薬局その他療養機関（以下「医療機関等」という。）の証明（医療機関等が領収証を発行するときは、当該領収証）を付した子ども医療費助成金支給申請書（別記第6号様式）に資格者証を添えて行うものとする。

（証明に要する費用）

第7条 条例第4条第3項に規定する医療機関等の証明に要する費用は、毎月分の助成金に加算して受給者に支払うものとする。

（助成金額の決定）

第8条 市長は、条例第7条第2項の規定による申請があったものとみなされるとき又は第6条の規定による申請書の提出があった場合においては、その内容を審査の上、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し、支給する。

（支払の調整）

第9条 市長は、受給資格者に既に助成金を支給した場合において、その額に過誤があったときは、当該過誤となった助成金について、当該過誤があった支払

月の翌月以後の助成金との間で支払の調整を行うことができる。

(助成金の返還)

第10条 条例第9条の規定により助成金の返還をさせるときは、子ども医療費助成金返還通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(受給資格者証の返還)

第11条 受給資格者は、その監護する助成対象子どもが助成対象子どもでなくなったときは、速やかに、子ども医療費助成金受給資格喪失届（別記第8号様式）に資格者証を添えて市長に返還しなければならない。

(添付書類の省略)

第12条 市長は、第3条、第5条及び第6条の規定により申請書又は届出書に添えて提出する書類によって証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の名瀬市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年名瀬市規則第33号）、笠利町乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和48年笠利町規則第10号）又は住用村乳幼児医療費の助成に関する条例の施行規則（平成7年住用村規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年11月16日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第9号の3）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第6号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。